(d)　仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i)　仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii)　仲裁決定は、協定第二十四条5、この10又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によって無効とされる場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（(b)(iv)及び(v)の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

(e)　仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に対して送付するまでにその仲裁に係る事案が次のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する両締約国の権限のある当局の合意のための手続（仲裁手続を含む。）は、終了する。

(i)　両締約国の権限のある当局が、協定第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii)　当該事案について申立てをした者が仲裁の要請を撤回する場合

(iii)　仲裁手続中に、当該事案についていずれか一方の締約国の裁判所又は行政審判所が拘束力のある決定を行う場合

(f)　訴訟又は審査請求が行われている事案について、当該訴訟又は審査請求の当事者であって当該事案により直接に影響を受けるいずれかの者が、仲裁のための委員会の決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対し、仲裁手続において解決された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げない場合には、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案について申立てをした者により受け入れられなかったものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(g)　協定第二十四条5及びこの10の規定は、協定第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

(h)　協定第二十四条5及びこの10の規定は、千九百七十九年四月十七日に東京で署名された議定書及び千九百八十三年二月十七日にボンで署名された第二議定書によって修正補足された千九百六十六年四月二十二日にボンで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第二十五条1の規定に従って申し立てられた事案について、両締約国の権限のある当局が当該事案が仲裁による解決に適することについて合意した場合に限り、準用する。ただし、当該事案の未解決の事項は、協定が効力を生ずる日から二年を経過する日までは、仲裁に付託されない。

11　協定第二十五条の規定に関し、同条の規定に基づき個人情報が交換される場合には、次の規定を適用する。

(a)　情報を受領する一方の締約国の権限のある当局（以下「情報を受領する当局」という。）は、協定第二十五条2の規定に従い、当該情報を提供する他方の締約国の権限のある当局（以下「情報を提供する当局」という。）が定める目的のためにのみ当該情報を使用することができる。情報を受領する当局は、同規定の遵守を確保するために情報を提供する当局が定める条件に従う。

(b)　情報を提供する当局は、提供される情報について、正確であり、かつ、協定第二十五条1第一文に規定する関連する情報であること及びその提供される目的のために必要であり、かつ、相応なものであることを確保するよう努める。

情報は、具体的な事案について、情報を受領する当局が権限のある当局である締約国が租税を課することができる可能性が高い場合において、当該情報が情報を受領する当局に既に知られていることを示すものがないとき、又は情報を受領する当局が当該情報がなくとも課税対象を把握することができることを示すものがないときは、関連するものとされる。

情報を提供する当局は、誤った情報又は提供すべきでなかった情報を提供したことを発見した場合には、遅滞なくその旨を情報を受領する当局に通知する。

(c)　情報を受領する当局は、当該情報を遅滞なく訂正し、又は消去する。

(d)　情報を受領する当局は、いかなる場合にも、提供された情報がその提供された目的のために必要でないとき、又は必要でなくなったときは、当該情報を消去する。

(e)　情報を受領する当局は、情報を提供する当局が要請する場合には、提供された情報が使用されたか否かについて、情報を提供する当局に通知する（要請に基づいて提供された情報又は自発的に提供された情報については、個別の事案ごとに通知する。）。

(f)　情報を受領する当局は、情報を受領する当局が権限のある当局である締約国の法令に従い、ある者に関して提供された情報及び当該情報が使用される目的を当該者に通知する。

(g)　両締約国は、それぞれの法令に従い、情報の交換に関連して不法に損害を被った者に対して責任を負う。

(h)　両締約国の権限のある当局は、情報の交換について記録する。

(i)　情報を提供する当局は、情報を受領する当局に対し、情報を提供する当局が権限のある当局である締約国の法令の個人情報の消去に関する規定について通知することができる。

両締約国の権限のある当局は、提供された情報を許可のない閲覧、変更又は開示から保護するために必要な措置をとる。

12　協定第二十五条2の規定に関し、一方の締約国が受領した情報が、裁判所又は裁判官により行われる租税以外の事案に関する刑事手続において当該一方の締約国が証拠等として使用するために必要とされる場合には、当該一方の締約国は、当該情報を裁判所又は裁判官により行われる租税以外の事案に関する刑事手続において証拠等として使用するため、二千九年十一月三十日にブリュッセルで、及び二千九年十二月十五日に東京で署名された刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に従って共助の要請を行う。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

二千十五年十二月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語の本文及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
武藤容治
ドイツ連邦共和国のために
ハンス・カール・フライヘア・フォン・ヴェアテルン

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三